

医療法人福富士会京都ルネス病院行動計画

職員が仕事と家庭生活を両立することができ、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備を行うとともに、地域社会に根ざし貢献する職場となるため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2.内容

目標 1

計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員：計画期間中に1人以上取得すること

女性職員：取得率を90%以上にする

対策：育児休業制度について院内規程や社会保険等についての相談窓口、託児所や病児保育所の利用等広く周知する。

目標 2

年次有給休暇の取得率を60%以上にする。

対策：前年の年次有給休暇取得の集計を行い、院内ホームページにて各部署の取得率を公表。各部署への年次有給休暇取得促進を啓発する。

目標 3

役職者の長時間労働を削減し、仕事と家庭のワークライフバランスの見直しが行えるよう役職者の年間平均年次有給休暇取得率を50%以上にする。

対策：年次有給休暇の取得率の集計、分析を行い、定期的な年次有給休暇取得促進を行う。また、必要に応じて人材の配置転換を行う。

目標 4

管理職に占める女性労働者の割合を50%以上にする。

対策：男女公正な昇格基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。管理職候補となる男女職員に対して積極的に研修への参加を促す。